

# NEWSWAVE

～新しい時代を切り拓く実践経営情報紙～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田200-2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

## よしもとクリエイティブ・エージェンシー インフルエンサーマーケティング事業を開始

今や SNS を活用してマーケティングを行うのが当たり前の時代だ。アカウントさえ取得すれば、一個人がどんな有名企業や有名人ともコミュニケーションを図ることができる。その特徴を生かすことで従来は困難だったターゲットの絞り込みが可能となるため、SNS マーケティングは急速に発展してきた。そこに目をつけたのが、吉本興業傘下のよしもとクリエイティブ・エージェンシー。所属タレント約 6,000 人を活用したインフルエンサーマーケティング事業を開始すると発表した。同社のタレントは、SNS 界で絶大な影響力を持つ。写真・動画共有アプリ Instagram で日本一のフォロワー数を誇る渡辺直美を筆頭に、SNS フォロワー総数は Instagram で 1,600 万人以上、Twitter では 4,000 万人以上にものぼる。

他に代えがたいこのリソースをマネタイズさせようとする今回の取り組みは、ビジネスの観点から言えば王道。しかし、SNS マーケティングのあり方そのものを変えてしまう可能性もある。たとえ「#PR」といったハッシュタグを入れたとしても、広告だと認知されない恐れがあるからだ。消費者を欺くような事態が起これば、かつての「ステマ騒動」でブログが下火になったように、一気に SNS ブームが終焉することもあり得る。そうなれば、新たなマーケティングツールを探さなくてはならないわけで、よしもとが今後どのように動くのか、注視しておく必要があるだろう。

## 中小企業も可能な申告期限の延長 ポイントは定時株主総会の招集時期

2017 年度税制改正において法人税の確定申告書の提出期限が最大「6 ヶ月」まで延長できる見直しが行われるが、その要件の一つに「会計監査人を置いている場合」がある。「会計監査」というと大企業の話かと思いがちだが、監査を受けていない企業でも申告期限の延長の申請は行える。

確定申告の延長したい場合には、まず会社の定款を確認する必要がある。定款に「当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に召集する」などと定められていれば、申告期限の延長を申請できる。ポイントは、定時株主総会の召集時期が「2 ヶ月以内」ではなく「3 ヶ月以内」とされていることだ。会社法では、事業年度終了の日から 3 ヶ月以内に定時株主総会を開けばよいとされている。

法人税の申告期限は原則、事業年度終了後 2 ヶ月以内と定められているが、事業年度の終了から 3 ヶ月目に株主総会を行う企業の場合は、通常申告期限までに法人税の額が確定しないケースがある。そこで、このような企業は「申告期限の延長の特例」の申請を行い、申告期限を 1 ヶ月延長して申告することができる。この特例を利用すれば、どの企業も申告期限を延長することが可能となる。

注意が必要なのは、申告期限の延長を行っても、納付の期限は 2 ヶ月のままであること。納付期限が過ぎてしまうと利子税がかかってしまうので、申告を終わらせる前に、納付すべき税金を概算して「見込納付（仮納付）」しておけばいい。



**弊社では「MCS NEWS WAVE のメール配信」を促進しております！！**

**メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください**

メールアドレス

@

※FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

※ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。